

# 世界各国の産業用ヘンプ

第47回

## コロンビア

### コカ・大麻の違法経済からの脱却と合法化による大麻ビジネスへの期待

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に「ヘンプ読本」「大麻草解体新書」「大麻という農作物」がある。

図1：コロンビア共和国の位置関係



コロンビアで大麻栽培が始まった正確な時期は不明だが、スペインとポルトガルの植民者が到着した15世紀に遡る。彼らとともに入植した西アフリカからの奴隷が大麻を持ち込んだといわれている。

#### 違法大麻の黄金時代

南米の北西部に位置するコロンビア共和国、その国名はアメリカ大陸を発見したクリストファー・コロンブスに由来する(図1)。人口は約4800万人で、民族的には混血が75%を占め、公用語はスペイン語である。貧富の差が大きく、国民の約3分の1が貧困層にあるとされている。国土面積は日本の約3倍あるが、農耕地は永年採草地・放牧地を除くと約3・3%に限られる。コーヒーやバラなどの切花、鉱物のエメラルドの輸出国として知られている。

大麻を喫煙する習慣は、タバコを吸うことに慣れてきた一部の先住民が取り入れ、大麻を栽培して娯楽や宗教的な行為に使用する伝統が確立された。

第二次世界大戦後、大麻生産の中心地となったのは北部のカリブ海沿岸の都市、サンタマルタだった。その当時はバナナを積んだ船で、マリファナを米国のフロリダに送っていたという。1960年代には違法経済が活性化し、大西洋岸の小規模農家の80%が大麻栽培に加担していた。北米で広がったヒッピーなどのカウンターカルチャー運動、あるいはコロンビア国内のコーヒーと綿花の経済的な不振がその背景にあった。

70年代になると国際的に違法大麻の輸出国として知られるようになり、全米金融機関協会(A.N.I.F.)の発表によると、「マリファナはコロンビアの国内総生産(GDP)の7・5%、国内農業生産の3・2%、貿易の29%を占めていた」。さらに政府は、同国の中央銀行にあたるレプブリカ銀行が、マリファナやコカインなどの違法取引で得た資金でも出所を考慮せずにドルからペソへと交換できる仕組みを制度化した。違法経済が横行し

た75〜85年の大麻黄金時代は、のちに「ボナンザ・マリンベラ」(Bonanza Marinbera)と呼ばれ、この資金洗浄の仕組みは国際的に批判を浴びた。

一方、大麻の有力な輸出先だった米国では、ニクソン大統領が71年に違法薬物の生産・流通・消費を阻止するために軍事介入する「薬物戦争」に言及した。翌72年には、「麻薬および向精神薬に関する南米協定(A.S.E.P.)」と麻薬単一条約の批准により、米国麻薬取締局(D.E.A.)の支援を受けて国家や社会習慣に対する脅威となる薬物を根絶するべく、輸送手段となるトラックの破壊、密売人への軍事介入、農業による大麻作物の破壊キャンペーンを実施した。その効果はてき面で、違法大麻を栽培する小規模農家が激減し、米国カリフォルニア州での自家栽培の普及により、コロンビアからの違法大麻の輸出は不振に陥った。こうして、コロンビアの大麻黄金時代は幕を閉じた。

**医療用大麻の解禁でヘンプも法整備へ**

その後、同国での大麻は、86年に制定された法律第30号「国家麻

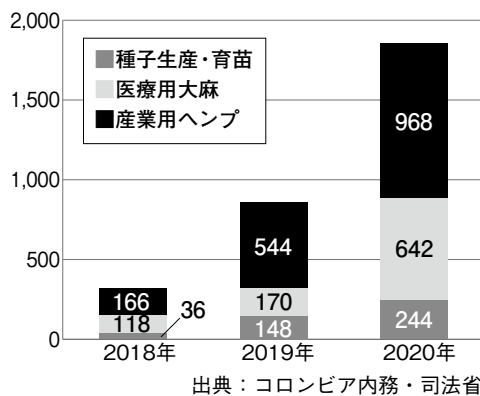


表1：「ガラン法」によるコロンビアの大麻関連の免許制度

免許の分類	内容	交付機関	免許料（5年間）
大麻派生物の製造	薬用および科学目的のための大麻を含む精神作用および非精神作用派生物の製造、あらゆる形態での入手、輸入、輸出、保管、輸送、販売および流通（項目ごとに異なる免許が必要）	健康・社会保護省	3,905,450.43ペソ（約12万円） ×申請する項目数
種子生産・育苗	あらゆる形態の入手、輸入、保管、販売、配布、所有、最終処分、輸出、科学目的での使用	内務・司法省	10,657,615.66ペソ 約33万円
精神作用のある大麻の栽培	種子の入手、播種、保管、販売、流通、最終処分、輸出、科学目的での使用	内務・司法省	37,288,632.62ペソ（約114万円）
精神作用のない大麻の栽培	THC含有量が乾燥重量で1%未満の大麻草栽培に関わる活動	内務・司法省	12,726,935.05ペソ（約39万円）

出典：https://www.minjusticia.gov.co/programas-co/cannabis-con-fines-medicinales-y-cientificos

図2：過去3年間のコロンビアの大麻栽培免許の交付数



出典：コロンビア内務・司法省

「薬法」により、国際薬物条約に従い包括的に禁止された。ところが、米国による薬物戦争が泥沼化したなかで、15年に転機が訪れた。薬物政策諮問委員会が発表した『薬物政策への新しいアプローチ』に、医療用大麻を解禁する提言が含まれた。

だ。並行して、フアン・マヌエル・ガラン上院議員から医療用大麻を制度化する新法案が提出された。議会での議論は加速し、サントス大統領は医療用大麻を合法化する政令2467号に署名した。16年に制定された法律1787号は、提案者に敬意を表して「ガラン法」と呼ばれている。

ガラン法では、①大麻派生物の製造、②種子生産・育苗、③精神作用のある大麻の栽培、④精神作用のない大麻の栽培の4つの免許が制度化された（表1）。産業用ヘンプは、「④精神作用のない大麻の栽培」に該当し、THC濃度が1%未満で、コロンビア農業研究所（ICA）に登録された品種を使うことが義務付けられた。18年以降、

大麻栽培免許の交付数は増え続けている（図2）。恵まれた気候条件、生産コストの低さ、輸出の可能性、法律の整備などを受けて、新たな大麻ビジネスは同国の人々を熱狂させているようだ。

### 違法なコカの代替作物に小規模栽培者へも配慮

ガラン法が画期的なのは、0.5ha未満の小規模栽培者にも栽培免許を交付し、さらには大麻派生物の製造免許を持つ企業に少なくとも原材料の10%をそこからの購入を義務付けている点である。そこには、世界一の違法コカイン製造国からの脱却という狙いがある。

前述した70年代の米国による薬物根絶キャンペーンは、コロンビア国内にコカイン製造のために武装した大規模な密売組織を生み出した。彼らはレプブリカ銀行による資金洗浄の仕組みを利用して経済力を得て、行政機関や警察、軍、政治家にまで人脈を広げて成長する一方で、反政府ゲリラ組織とも結びつき、内戦あるいは政情不安を巻き起こしてきた。

コロンビア政府は反政府ゲリラ組織FARCと50年間にわたる武力紛争を終結させる和平交渉で、

違法なコカを栽培しないことを条件に大麻の栽培免許を交付するという仕組みで、小規模農家への支援策を提示し、免許交付の優先的な割当量を確保したのだ。

また、18年には政令1156号により植物療法製品という新たなカテゴリが創設された。コカ、ケシ、大麻を厳格な医薬品よりも制約の緩いハーブ（薬草）として販売できるようになり、ドライフラワー（医療用乾燥大麻）の輸出措置も整備された。コロンビア大麻産業協会（Asocolcanna）によると、その輸出額は20年度に450万米ドル（約5億円）を超える。なかでもクレバリーリース社は、同国でのヘンプ由来のCBD製品の生産量の約5割を占める。医薬品製造の品質基準であるGMPを取得した最新鋭の工場を備え、同国で最初に輸出を果たした。

同国で加速する大麻産業の課題は、免許申請数の増加による監督官庁の対応の遅れと、小規模栽培者と大麻は生物製造企業との連携やコカ代替作物としての支援、欧米市場が求めるGMPの取得である。長年のコカと大麻を巡る違法経済からの切り替えは、国際的にも大きな注目を集めている。